

海老名市教育委員会

(平成26年 3月 定例会議事日程)

日時 平成26年 3月11日(火)

午後 2時00分

場所 海老名市役所701会議室

- 日程第 1 議案第 6号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
- 日程第 2 議案第 7号 海老名市青少年指導嘱託員設置規則の制定について
- 日程第 3 議案第 8号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について
- 日程第 4 議案第 9号 いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針について
- 日程第 5 議案第 10号 県費負担教職員の人事異動について (非公開事件)
- 日程第 6 議案第 11号 平成26年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について (非公開事件)

議案第6号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成26年3月11日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

青少年健全育成に関する事務の移管に伴う所要の措置

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の
一部改正について

1 改正の理由

平成 26 年 4 月 1 日から青少年健全育成に関する事務が教育委員会へ移管されることに伴い、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

教育指導課児童育成係に青少年健全育成に関する事務分掌を加える。

別紙「改正文及び新旧対照表」のとおり

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則
第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育指導課の部児童育成係の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号と
し、第3号の次に次の1号を加える。

（4）青少年健全育成に関すること。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 新旧対照表

新	旧												
<p>○海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 昭和 46 年 10 月 1 日 教委規則第 1 号</p> <p>第 1 条から第 13 条まで 略</p> <p>別表第 1 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">教育指導課</td> <td style="width: 15%;">児童育成係</td> <td> (1) 社会教育に関すること。 (2) 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。 (3) 放課後児童健全育成に関すること。 <u>(4) 青少年健全育成に関すること。</u> <u>(5) 野外教育施設に関すること。</u> <u>(6) 図書館に関すること。</u> </td> </tr> </table>	(略)			教育指導課	児童育成係	(1) 社会教育に関すること。 (2) 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。 (3) 放課後児童健全育成に関すること。 <u>(4) 青少年健全育成に関すること。</u> <u>(5) 野外教育施設に関すること。</u> <u>(6) 図書館に関すること。</u>	<p>○海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 昭和 46 年 10 月 1 日 教委規則第 1 号</p> <p>第 1 条から第 13 条まで 略</p> <p>別表第 1 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">教育指導課</td> <td style="width: 15%;">児童育成係</td> <td> (1) 社会教育に関すること。 (2) 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。 (3) 放課後児童健全育成に関すること。 (4) 野外教育施設に関すること。 (5) 図書館に関すること。 </td> </tr> </table>	(略)			教育指導課	児童育成係	(1) 社会教育に関すること。 (2) 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。 (3) 放課後児童健全育成に関すること。 (4) 野外教育施設に関すること。 (5) 図書館に関すること。
(略)													
教育指導課	児童育成係	(1) 社会教育に関すること。 (2) 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。 (3) 放課後児童健全育成に関すること。 <u>(4) 青少年健全育成に関すること。</u> <u>(5) 野外教育施設に関すること。</u> <u>(6) 図書館に関すること。</u>											
(略)													
教育指導課	児童育成係	(1) 社会教育に関すること。 (2) 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。 (3) 放課後児童健全育成に関すること。 (4) 野外教育施設に関すること。 (5) 図書館に関すること。											
<p>別表第 2 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、<u>平成 26 年 4 月 1 日</u>から施行する。</p>	<p>別表第 2 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>												

議案第7号

海老名市青少年指導嘱託員設置規則の制定について

別紙のとおり、海老名市青少年指導嘱託員設置規則の制定について、議決を求める。

平成26年3月11日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

青少年健全育成に関する事務の移管に伴い、青少年指導嘱託員の設置等に関し必要な事項を定めたいため

海老名市青少年指導嘱託員設置規則の制定について

1 制定する規則

海老名市青少年指導嘱託員設置規則

2 制定理由

平成 26 年 4 月 1 日から青少年健全育成に関する事務が教育委員会へ移管されることに伴い、規則を制定する。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

海老名市青少年指導嘱託員設置規則

(設置)

第1条 地域社会における青少年の社会生活を健全に育成指導するため、海老名市青少年指導嘱託員（以下「青少年指導嘱託員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 青少年指導嘱託員は、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。

- (1) 青少年団体の育成指導
- (2) 青少年に関する文化レクリエーション活動の推進
- (3) 青少年育成地域活動の推進
- (4) 青少年の社会生活における環境の整備
- (5) 青少年が利用する施設への協力活動
- (6) 青少年に関する相談及び愛護指導
- (7) 学校青少年教育関係諸委員及び官公署との連絡
- (8) 青少年指導嘱託員の相互研修及び連絡提携組織の結成
- (9) その他青少年の健全育成に必要な事項

2 前項の分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(委嘱)

第3条 教育委員会は、青少年に対し深い理解及び愛情をもって青少年の健全な育成に努力している者から青少年指導嘱託員を委嘱する。

(定数)

第4条 青少年指導嘱託員の定数は、60名以内とする。

(任期)

第5条 青少年指導嘱託員の任期は、2年とする。ただし、補欠の青少年指導嘱託員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、青少年指導嘱託員を再任することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項の期間中においても青少年指導嘱託員を免職することができる。

(服務)

第6条 青少年指導嘱託員は、相互及び密接に連絡及び協力をしなければならない。

2 青少年指導嘱託員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。

3 青少年指導嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 青少年指導嘱託員は、常にその職務を遂行するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第8号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成26年3月11日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名駅西口開発に伴い、児童・生徒数に大幅な変動が見込まれることにより学区の変更をしたいため

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則
(平成 2 年教委規則第 5 号) の一部改正について

- 1 改正理由等
西口開発に関連した学区の変更に伴い、所要の改正が必要なため。
- 2 改正内容
別紙「新旧対照表」のとおり
- 3 改正案文
別紙のとおり
- 4 施行期日
平成 2 6 年 5 月 1 日

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 小学校通学区域の有鹿小学校の項中

「上郷381番地から951番地まで、1069番地から1126番地まで」

を

「上郷 381 番地から 621 番地まで、937 番地から 951 番地まで、
1075 番地から 1126 番地まで」

に改める。

別表第1 小学校通学区域の今泉小学校の項中

「上郷952番地から1068番地まで」

を

「上郷 622 番地から 963 番地、上郷 952 番地から 1068 番地、
1069 番地から 1074 番地」

に改める。

別表第1 中学校通学区域の海西中学校の項中

「上郷 381 番地から 951 番地まで、1069 番地から 1126 番地まで」

を

「上郷 381 番地から 621 番地まで、937 番地から 951 番地まで、
1074 番地から 1126 番地まで」

に改める。

別表第1 中学校通学区域の今泉中学校の項中

「上郷 952 番地から 1068 番地まで」

を

「上郷 622 番地から 963 番地、上郷 952 番地から 1068 番地、
1069 番地から 1074 番地」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
小学校通学区域			小学校通学区域		
学校名	通学区域		学校名	通学区域	
海老名小学校	現行どおり		海老名小学校	(略)	
柏ヶ谷小学校	〃		柏ヶ谷小学校	〃	
有鹿小学校	(河原口一丁目) (河原口二丁目) (河原口三丁目) (河原口四丁目) (河原口五丁目) 河原口 365 番地から 379 番地まで、382 番地、391 番地から 400 番地まで、872 番地、929 番地から 981 番地まで、987 番地から 1029 番地まで、1334 番地から 1355 番地まで、2499 番地、 2548 番地 上郷一丁目 上郷 381 番地から 621 番地まで、937 番地から 951 番地 1075 番地から 1126 番地まで		有鹿小学校	(河原口一丁目) (河原口二丁目) (河原口三丁目) (河原口四丁目) (河原口五丁目) 河原口 365 番地から 379 番地まで、382 番地、391 番地から 400 番地まで、872 番地、929 番地から 981 番地まで、987 番地から 1029 番地まで、1334 番地から 1355 番地まで、2499 番地、 2548 番地 上郷一丁目 上郷 381 番地から 951 番地まで、1069 番地から 1126 番地まで	
有馬小学校	(略)		有馬小学校	(略)	
大谷小学校	〃		大谷小学校	〃	
上星小学校	〃		上星小学校	〃	
中新田小学校	〃		中新田小学校	〃	
門沢橋小学校	〃		門沢橋小学校	〃	
東柏ヶ谷小学校	〃		東柏ヶ谷小学校	〃	
社家小学校	〃		社家小学校	〃	
杉久保小学校	〃		杉久保小学校	〃	
今泉小学校	国分北一丁目 2 番から 41 番まで 国分北二丁目 1 番から 7 番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 上郷 622 番地から 963 番地、上郷 952 番地から 1068 番地、 1069 番地から 1074 番地 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 下今泉 738 番地、741 番地、742 番地、745 番地から 749 番地 まで、803 番地、810 番地、879 番地、880 番地 上今泉二丁目 上今泉 1633 番地から 2120 番地まで		今泉小学校	国分北一丁目 2 番から 41 番まで 国分北二丁目 1 番から 7 番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 上郷 952 番地から 1068 番地まで 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 下今泉 738 番地、741 番地、742 番地、745 番地から 749 番地 まで、803 番地、810 番地、879 番地、880 番地 上今泉二丁目 上今泉 1633 番地から 2120 番地まで	
杉本小学校	〃		杉本小学校	(略)	

中 学 校 通 学 区 域

中 学 校 通 学 区 域

学 校 名	通 学 区 域
海老名中学校	現行どおり
有馬学中校	〃
海西中学校	有鹿小学校通学区域 中新田小学校通学区域 上郷一丁目 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷 381 番地から 621 番地まで、937 番地から 951 番地まで、 1074 番地から 1126 番地まで 下今泉一丁目 18 番から 27 番まで
柏ヶ谷中学校	〃
大谷中学校	〃
今泉中学校	国分北一丁目 3 番から 41 番まで 下今泉一丁目 1 番から 17 番まで 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 下今泉 738 番地、741 番地、742 番地、745 番地から 749 番地 まで、803 番地、810 番地、879 番地、880 番地 上今泉一丁目 上今泉二丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉 1633 番地から 2120 番地まで 上郷四丁目 上郷 622 番地から 963 番地、上郷 952 番地から 1068 番地、 1069 番地から 1074 番地

学 校 名	通 学 区 域
海老名中学校	現行どおり
有馬学中校	〃
海西中学校	有鹿小学校通学区域 中新田小学校通学区域 上郷一丁目 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷 381 番地から 951 番地まで、1069 番地から 1126 番地まで 下今泉一丁目 18 番から 27 番まで
柏ヶ谷中学校	〃
大谷中学校	〃
今泉中学校	国分北一丁目 3 番から 41 番まで 下今泉一丁目 1 番から 17 番まで 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 下今泉 738 番地、741 番地、742 番地、745 番地から 749 番地 まで、803 番地、810 番地、879 番地、880 番地 上今泉一丁目 上今泉二丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉 1633 番地から 2120 番地まで 上郷四丁目 上郷 952 番地から 1068 番地まで



西口・駅間開発にかかると
小学校区再編計画
有鹿小学区⇒今泉小学区

今泉小学区 →

有鹿小学区

あゆみ橋

相模大橋

小田急線

有鹿小
有鹿小学校

①
西口開発

②
駅間開発

中新田小学校

中新田小

縮尺 1:12585

200 500 600 100 200 300 400 500 600 700 800



西口・駅間開発にかかわる 学区再編計画

海西中学区⇒今泉中学区

今泉中学区

海西中学区

今泉中

①

西口開発

②

駅間開発

海西中

あゆみ橋

相模大橋

小田急線

縮尺 1:13750

200 500 100 200 300 400 500 600 700 800

議案第9号

いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針について

別紙のとおり、いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針について、議決を求める。

平成26年3月11日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

いじめ防止対策推進法の制定に伴い、基本方針を見直したいため

いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針（案）

1 いじめ問題に対する基本方針

(1) 心の教育の充実を図る

いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める。児童生徒一人ひとりを大切に
する人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に
する指導等の充実に努める。

(2) 早期発見、早期対応に努める

いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。絶えず実態
把握に努める。なお、いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観
衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童生徒にも注意を払う必要があることを
認識して、対応する。

(3) 関係機関との連携を図る

いじめの問題が生じた時は、学校、教育委員会、相談機関と家庭・地域と連
携して対応していく。

2 いじめをなくすために

(1) いじめを許さない学校づくりを進めるため、毎年、年度初めに海老名市の方
針を全教職員で確認する。

(2) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に
する指導等の充実に努めるため、毎年、全職員で研修を実施する。

3 いじめの早期発見、早期解決のために

(1) いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応するために教育相談等の機会
を通して、より実態把握に努める。

(2) 毎学期、児童、生徒に対し、いじめに関するアンケート調査を実施し、調査
結果を学年職員、また、必要に応じて全校職員で情報を共有し、迅速に対応す
る。

(3) 全てのいじめを教師が把握し、解決を図ることは難しい面があるため、場合によっては児童・生徒の力を借り、子どもと教師が連携していじめに対応することを視野に入れる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめなど、今日的課題に対し、啓発活動や指導の充実を図る。

4 いじめの早期発見、早期解決のための体制づくり

(1) 平成25年4月から各校の生徒指導担当教諭の受持ち授業時間を削減し、生徒指導時間の拡大を図るため、各中学校に非常勤講師1名を派遣する。

また、青少年相談センターにいじめ問題を専門に担当する指導主事（常勤）を配置し、各校の生徒指導チームとの連携を図り、いじめの防止、早期発見及び早期解決を図る。

(2) いじめ問題に関する状況について、弁護士に報告及び相談をし、弁護士からの客観的な助言をもとに、適切な対応を図る。

5 万が一、重大ないじめ事案が生じてしまったときは

必要に応じて、学校及び教育委員会関係者並びに当事者以外の第三者による審査等を行い、客観的な事実の確認を行う。

6 いじめ問題対策連絡協議会

学校、教育委員会、児童相談所、警察等関係者により構成される協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関および団体の連携を図る。

【備考1】 いじめの定義

この方針におけるいじめとは、
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

【備考2】 海老名市教育委員会による具体的施策について

平成19年に海老名市教育委員会が発行した『いじめへの対応』冊子を見直し、
「いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針」を確実に実施していくため、平成24年9月に改訂を行った。
平成24年9月以降、毎学期の始めに発行される『教育委員会だより』に、いじめ問題に係る記事を掲載し、市内全小中学校保護者に周知するとともに、理解と協力を求めている。